

# 千葉県における埋蔵文化財行政の展開

齋 木 勝

## 目 次

1	はじめに .....	723
2	昭和43年（1968）の動態 .....	723
3	昭和44年（1969）から昭和47年（1972）の動態 .....	724
4	遺跡分布地図の作成 .....	727
5	昭和45年（1970）から平成13年（2001）までの発掘届件数推移 .....	732
6	広域文化財センターの設立 .....	733
7	終わりに .....	734

## 1 はじめに

行政機関が遺跡を記録保存するため、事業者には調査費用の負担を求めて事業地内の発掘調査を行うことで、今日の埋蔵文化財行政は成り立っている。これは、埋蔵文化財包蔵地が滅失しまう原因となる開発を行う事業者が、記録保存としての発掘調査の費用を負担するシステムで、原因者負担制度と呼ぶ。この制度は、「協力」<sup>(1)</sup>や「指示」<sup>(2)</sup>の文言に調査費用負担を含むと読み込んだ解釈とするが、明確な根拠を欠いていることが指摘されている<sup>(3)</sup>。千葉県文化財センターが発足して50年を経過した現在でも、この認識下で実施されていることは周知のことである。

千葉県教育委員会は、昭和43年（1968）当時、新東京国際空港造成に伴う予定地内の遺跡群の取扱い、関連するニュータウン造成地内遺跡、東関東自動車道（千葉－成田線内遺跡）、また、常磐線複線化工事に伴う遺跡の保存問題など、開発事業に伴う遺跡の保護、調整等の対応が激増しており、現状のままでは、組織的な行政能力は限界に達していたのである。千葉県文化財専門委員会は、遺跡保護を進めるために文化財行政組織の整備が必要なことを認識していた。文化財の保護と活用についての対策として担当職員の増強と組織の整備を目的とした上で、文化課の設置を建議したのである<sup>(4)</sup>。

本小論は、千葉県文化財センターの発足する段階において、県の埋蔵文化財行政の状況を資料に基づいて言及するものである。

## 2 昭和43年（1968）の動態

昭和43年（1968）9月30日付け、千葉県総務部長、千葉県教育委員会教育長連名で県内各市町村長、各教育委員会教育長に「埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて（通知）」を送付した。その内容は、①関係機関、住民、事業者等に対して遺跡の所在場所とその保護について周知を図ること ②埋蔵文化財包蔵地内の工事を除外すること ③工事執行に支障を生ずるため、工事対象から除外が不可能である場合は、県教委に届出前に連絡することを指導すること ④協議の結果、発掘もやむを得ない場合は、事業者には記録保存の措置をとることを勧告すること ⑤教育委員会と他の関係部局との事務連絡を密にし、情報収集等に留意すること を通知している。

この事務通知の根拠は、文化財保護委員会（文化庁）からの通知で、昭和34年（1959）、教育委員会の体制の充実と文化財保護行政主管課や専門職員について言及し、「文化財保護主事」の設置を通知文書で指導<sup>(5)</sup>、また、昭和37年（1962）には、さらにこの実施の促進を求めていた<sup>(6)</sup>。

当時、千葉県の文化財保護を所掌していた社会教育課は、県内の埋蔵文化財保護の現状を報告している<sup>(7)</sup>。昭和43年度上半期の緊急調査は、①計画の変更を要請して現状保存した遺跡25件 ②緊急に調査した遺跡29件 ③調整前に破壊された遺跡35件 ④開発側と事前調整中の遺跡57件で合計146件となる。開発事業別には、宅地造成（個人）32件、同（民間）26件、土砂採取28件、農地改良20件、道路建設9件、社宅建設6件、鉄道建設4件、工場造成4件、区画整理事業・空港建設・その他17件、一方で緊急に保存を調整すべき遺跡は、この146件の他に県より委嘱の遺跡調査員、市町村教育委員会から、433件にも上る事例が報告された。記録保存した遺跡29件の内訳は、貝塚5件、古墳6件、集落跡11件、寺院跡2件、その他（分布調査）5件である。西野元は当時の状況を具体的に語っている<sup>(8)</sup>。保存調整前に破壊された遺跡の記録は確認されない。

### 3 昭和44年（1969）から昭和47年（1972）の動態

第1表は、初代文化課長の鈴木武次が昭和44年（1969）4月から昭和47年（1972）3月までの3ヶ年間の行政処置を表示したものである（第1図）<sup>(9)</sup>。表の横位には、月別の経過と行政対応に係る内容を整理した。

4月に、「県で専門職を採用し直轄方式で発掘調査の必要」、5月には「発掘調査直営方式をとる必要」と記載している。4月5日には、新東京国際空港予定地内の埋蔵文化財調査、成田ニュータウン造成地内の埋蔵文化財調査、9月に東関東自動車道発掘調査で考古学専門職員を採用し、直轄方式で事業地内の埋蔵文化財調査を実施する体制を考えていることであった。

この記録を具体的に示すものとして、千葉県教育委員会は、昭和43年（1968）12月に調査機関として（財）千葉県北総公社と（財）千葉県都市公社を事業受託機関として指定していることである<sup>(10)</sup>。この北総公社は、昭和44年（1969）9月から2年間で成田ニュータウンと新東京国際空港の造成に伴う発掘を担当した。一方、都市公社文化財調査事務所は、昭和45年（1970）4月から（財）千葉県文化財センターの発足する49年9月までの4年6ヶ月間、初めは千葉ニュータウン文化財調査、京葉道路第四期工事（習志野市-千葉市浜野町）を事業とし、46年3月から文化財調査事務所として広域的に発掘調査事業を行った<sup>(11)</sup>。

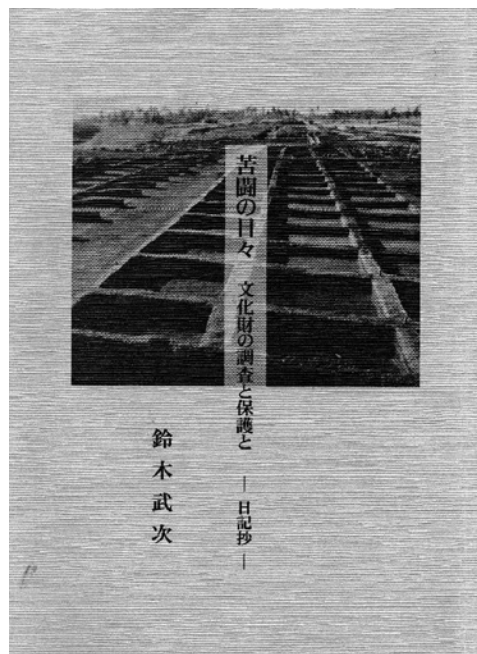
一方で、国は、広域で大規模な開発事業に伴う発掘調査は、都道府県教育委員会が受託する方針とした。行政組織が一貫性をもった体制での発掘調査を行うことを念頭にしていたのである。それは地方行政主体の基本方針が確立したと言える。この方針を主導したのは当時の文化財保護委員会記念物課長の柳川覚治課長と坪井清足文化財調査官であった<sup>(12)</sup>。

次の表の項目は、「遺跡取扱い」として、各市町村から遺跡の取扱いの協議要請のあった事項を記した。県が大規模開発計画で対応していたとき、市町村教育委員会も、遺跡の保護と各種開発事業の調整に直面していた。その中で困難をきめたことは発掘を担当する調査員の確保であった。

次の項目は、県内指定史跡の公有化、「保存整備」に関する事項で、天然記念物など指定文化財に係る内容を記したものである。房総スカイライン建設計画に伴う「高宕山のサル生息地」の影響協議経過など、大変興味深い指定文化財に係る事項である。史跡に関連して加曽利貝塚、姥山貝塚、堀之内貝塚の公有化が提示されている。

昭和45年（1970）4月には、「教育重点施策」で文化財保護対策の強化が掲げられた（第3図）。「急速な地域開発に対応する文化財保護対策は本県の大きな課題」とし、「文化課に文化財調査班」を設けるとした<sup>(13)</sup>。県の方針を明示する事項で埋蔵文化財に対する社会の認識を促す施策の表示であったのである。

さらに、同年11月には「文化財保護と地域開発」に県企画部企画課長、吉田巖を招いている（第4図）<sup>(14)</sup>。開発計画の議論の中で文化財保護として、吉田から「自然を守る、過去のものを守るということは、過去



第1図 鈴木武次『苦闘の日々 文化財の調査と保護と一日記抄』2006

第1表 鈴木武次『苦闘の日々 文化財の調査と保護と一日誌抄』2006

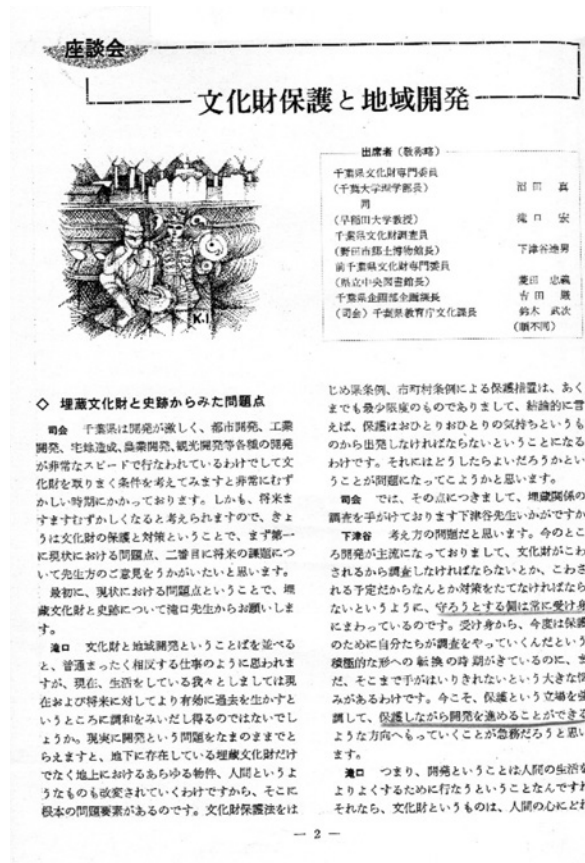
項目	1970年												1971年												1972年																							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																								
千葉県	県で専門機関用し直轄方式で発掘調査の必要 発掘調査直営方式をとる必要 成田ニュータウン事業 新東京国際空港連絡調査団結成 成田ニュータウン発掘調査団結成 空港予定地内調査 東関東自動車道発掘調査準備手要請												文化財総合調査協議会 成田ニュータウン調査 東関東自動車道発掘調査 千葉ニュータウン調査 千葉ニュータウン現場 東関東自動車道発掘調査 千葉ニュータウン現場 千葉ニュータウン												中近世遺跡調査報告書 成田ニュータウン調査 東関東自動車道発掘調査 千葉ニュータウン現場 千葉ニュータウン												中近世遺跡調査報告書 成田ニュータウン調査 東関東自動車道発掘調査 千葉ニュータウン現場 千葉ニュータウン											
調査取扱	神崎・武田地区工業団地造成に伴う遺跡破壊 中馬場遺跡(柏市)(常盤緑線々線化) 臼井城(佐倉市) 岩井貝塚(酒々井・佐倉) 根谷城(酒々井・佐倉)												高古遺跡(八千代市) 大雲寺山古墳取扱(千葉市) 上総園分寺・園分寺(市原市) 高古墳(旧下総町) 鳥辺貝塚(千葉市) 七節遺跡(鴨川市) 堀之内貝塚現状破壊												千代田遺跡(四街道市) 加曾利貝塚 船ヶ崎古墳(市原市) 幸田貝塚 菅生遺跡(木更津市) 南総総合中宇予定地												千代田遺跡(四街道市) 加曾利貝塚 船ヶ崎古墳(市原市) 幸田貝塚 菅生遺跡(木更津市) 南総総合中宇予定地											
史跡公有化	加曾利貝塚公有化 神山貝塚公有化 堀之内貝塚公有化												史跡買上げ準備 文化庁員発掘調査 堀之内貝塚公有化												史跡買上げ協議 加曾利貝塚買上げ協議												加曾利貝塚買上げ協議											
保存整備	西之城貝塚保存工事(神崎町) 花野井家(流山市) 松虫寺保存整備(旧印旛村)												福聚寺保存整備(津庄町) 成東・東金虫喰植物(旧成東町、東金市) 伊達の松志木 集茶迎(旧光町) 大蔵寺輪の森保護区 長谷調査												福聚寺保存整備(津庄町) 成東・東金虫喰植物(旧成東町、東金市) 伊達の松志木 集茶迎(旧光町) 大蔵寺輪の森保護区 長谷調査												福聚寺保存整備(津庄町) 成東・東金虫喰植物(旧成東町、東金市) 伊達の松志木 集茶迎(旧光町) 大蔵寺輪の森保護区 長谷調査											
資料調査	印旛・手賀沼周辺民俗調査												船総スカイライン 白間津さらさら踊り(旧千葉町) 十六島ホテルエヒ(旧佐原市)												船総スカイライン 白間津さらさら踊り(旧千葉町) 十六島ホテルエヒ(旧佐原市)												船総調査検討会											



第2図 社会教育課『千葉県における埋蔵文化財保護の現状』1968



第3図 千葉県教育委員会『教育広報』No.184 1970



第4図 千葉県教育委員会『教育広報』No.191 1970

の歴史なり、生活をみつめることなのですね。そのうえにたつて将来をみつめていくという姿勢を人間としてもっていないなければならないじゃないですか。」という発言を得ている。そして、「開発図の中に文化財のこともでているといいと思う」と遺跡分布図に言及していることは、大変興味深く、また、意義があることで教育委員会からの働きかけが大きかったであろうと思われる。

昭和45年度（1970）の文化財関係の調査では、千葉県東南部地区文化財総合調査を実施し、勝浦・大原・夷隅・岬・御宿・天津小湊・鴨川の地域開発が進行する以前に各種文化財の把握を進めている。また、千葉県中近世遺跡調査を千葉市など県北の市町村教育委員会の協力を得て実施し、375ヶ所の遺跡が確認されている。

当時、県内では、早稲田大学滝口宏を団長に、早稲田、國學院兩大學の学生の協力で下総町高古墳群発掘調査が実施された。また、旧下総町の大和田玉造遺跡発掘調査を和洋女子大学の寺村光晴のもと、國學院大學学生の協力で実施した。昭和45年8月には、市原市の国分尼寺跡の発掘が滝口宏を団長に、早稲田、國學院大學学生の協力で実施された。同じく市原市姉ヶ崎古墳群の発掘調査が、國學院大學大場磐雄を団長にして東京大学、早稲田大学、中央大学の協力で実施された。また、昭和46年3月には、栄町の竜角寺跡発掘調査が、滝口宏を団長に、調査団が組織され実施された。また、昭和45年9月から12月に掛けて、東金市県立青年の家建設予定地内遺跡発掘調査が、立正大学丸子亘を団長とする調査団によって行われた。また、遺構範囲が広がったため、明くる年の3月には2次調査も実施された。

遺跡調査に係る前述諸氏は、国の埋蔵文化財対策調査会にも属していた<sup>(15)</sup>。それは、埋蔵文化財に係わる方針の議論に加わっていたことで、千葉県の埋蔵文化財行政の方向性を示唆することになった可能性はあると考えてよいのではなかろうか。

当時、日本考古学協会により埋蔵文化財保護対策特別委員会が設置され、全国で昭和40年（1965）から遺跡が破壊されていく実態を調べ、昭和45年（1970）、その大要がまとまった<sup>(16)</sup>。千葉県は、須和田遺跡（市川市）宅造、若宮遺跡（市原市）宅造、陣ヶ前貝塚（松戸市）採土、中馬場遺跡（柏市）国鉄操車場建設、高根木戸北根塚貝塚（船橋市）宅造、油井古塚原古墳群（東金市）道路拡張、県蚕糸センター建設、家之子古墳群（東金市）ゴルフ場建設、滝台遺跡（旧八街町）畜産センター建設、送り神遺跡（市原市）宅造が、埋蔵文化財危機の現状として報道されている（第5図）<sup>(17)</sup>。

昭和46年度の教育基本計画には、文化財保護の強化を謳い、「文化財保護と地域開発との調整強化」を掲げた<sup>(18)</sup>。

#### 4 遺跡分布地図の作成

埋蔵文化財を所掌する教育委員会の責務として、文化財保護法旧条第57条の4で<sup>(19)</sup>、どこに包蔵地があるかということを示すことが求められた。なお、文化庁平成10年通知<sup>(20)</sup>では、さらに埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握について、努力義務が課せられている。

千葉県の埋蔵文化財包蔵地分布地図を示した（第6・7図）。昭和46年（1971）刊行の『千葉県記念物所在地図 史跡・名勝・天然記念物および埋蔵文化財包蔵地所在地地図』、昭和53年（1978）刊行の『千葉県埋蔵文化財分布図』、昭和63年（1988）まで刊行の『千葉県埋蔵文化財分布地図（1）～（4）』で、判型は、それぞれA4版⇒B5版⇒A3版となりより大版になった。

遺跡分布の表示がどのように変遷してきたかを具体的に3ヶ所で示したい。第6図の下位は、東京湾北





印旛沼北東岸地域（成田、龍角寺地区）



千葉県文化財保護協会1971

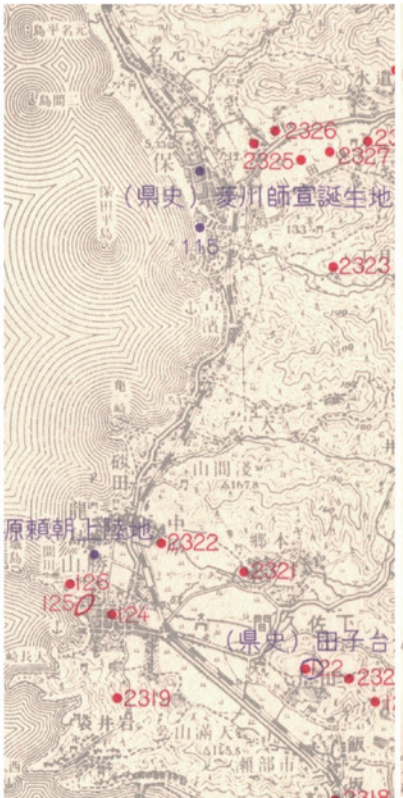


千葉県広報協会1978



千葉県文化財センター1985

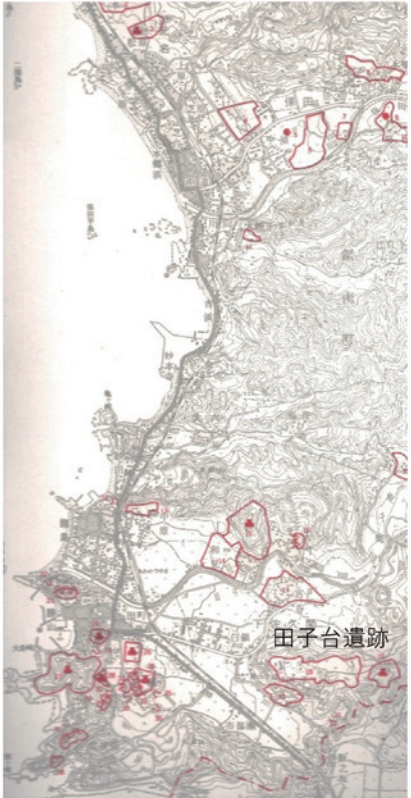
東京湾湾口地域（鋸南地区）



千葉県文化財保護協会1971



千葉県広報協会1978



千葉県文化財センター1985

第7図 千葉県埋蔵文化財分布地図（2）

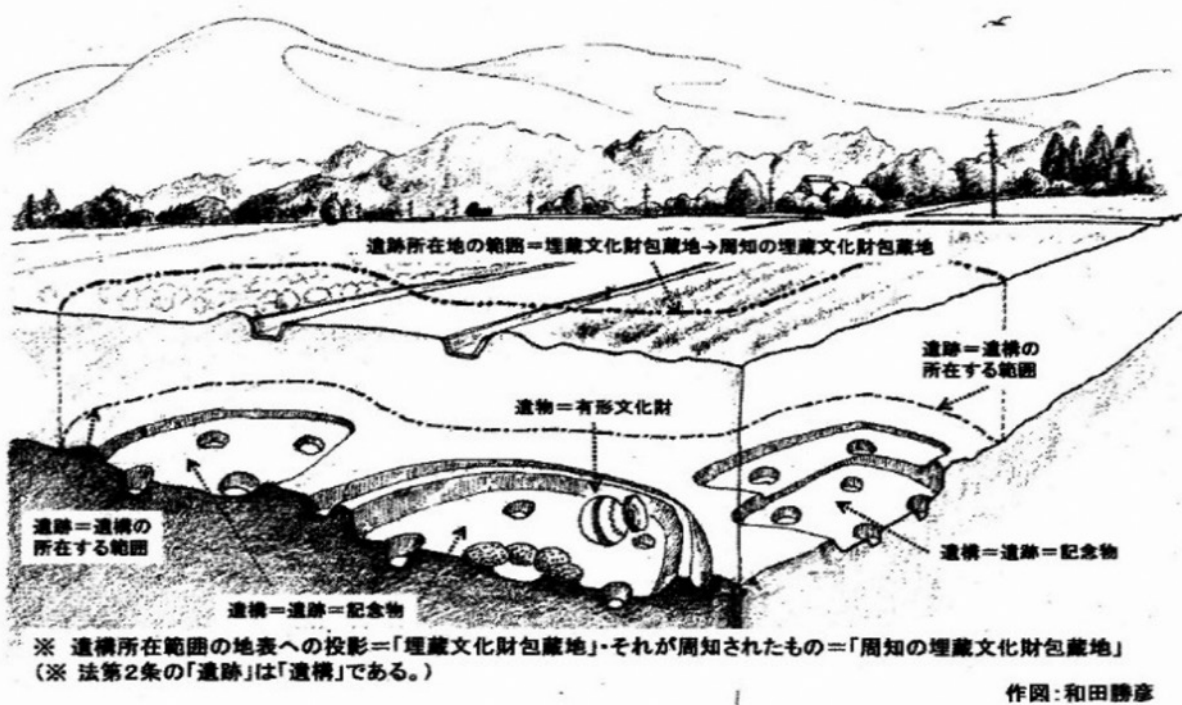
東岸地域の市川・船橋地区の包蔵地分布の状況で、昭和42年（1967）に国指定史跡に指定された姥山貝塚が位置するこの地域は、東京湾の奥部に当たり洪積台地が発達し、特に遺跡が稠密的に分布する地域である。第7図上位は下総台地の中央部、印旛沼に面して多くの古墳が営まれた地域である。昭和16年（1941）に国史跡指定、また、平成21年（2009）に追加指定された、龍角寺古墳群・岩屋古墳を含む印旛沼北東岸地域の包蔵地所在の状況である。第7図下位は、昭和29年（1954）県史跡に指定された、田子台遺跡が所在する東京湾湾口地域、鋸南地区の包蔵地所在の状況を示した。

昭和46年（1971）の分布図では、一部分的な遺跡範囲表示もあるがその多くはドット表示である。昭和53年（1978）には、遺跡表示は面的な表示になり、朱線で範囲も示す遺跡が増える。昭和60年（1985）では、地図縮尺が2万五千分の1で示すことで遺跡の範囲表示がより明確にした。遺跡数については、3,123ヶ所⇒7,047ヶ所⇒23,152ヶ所と年々激増しており、各市町村教育委員会による現地踏査と確認による成果を盛り込んでいた<sup>(21)</sup>。

第8図は、和田勝彦が示す「埋蔵文化財包蔵地」のイメージ図で、遺跡景観と地下遺構の存在状態を描いたものである<sup>(22)</sup>。図の下面には、3ヶ所に4本柱穴の隅丸方形の竪穴住居が掘り込まれ、右側は重複している。中央の住居跡には周溝がめぐり、壺形土器を埋置されている。これらを遺構＝遺跡＝記念物と示す。この3軒の住居跡の外郭には、一点破線で遺跡＝遺構の存在する範囲として示されている。スケールは未表示なので不明であるが略々1m前後の覆土で被われている。その地表面には、二点破線で地下の一点破線を投影して遺跡所在の範囲＝埋蔵文化財包蔵地→周知の埋蔵文化財包蔵地であることを示している。

地表面下に包蔵されている遺跡は、それが住居跡か、埋葬地か、作業工房か、それが構築された時代やまた地域により、多様な生活面となっている。それに伴い発掘作業は、複雑になり、作業量は膨大になる。

◇ 「文化財」・「埋蔵文化財」・「埋蔵文化財包蔵地」等のイメージ



第8図 和田勝彦「遺跡保護制度の沿革と将来展望」『遺跡学研究』No.17 2020 68頁

遺構面を少しずつ剥ぐように慎重に作業しても、掘り残しが生じてしまうはあり得る。従って、調査期間も当初計画されたスケジュールでは、到底終了することができないことになることもある。

開発事業者と協議する場合は、いろいろと資料を添えて埋蔵文化財包蔵地を示す。地上で採集した遺物は、耕作によって地表に露出したもので遺跡が存在することの可能性が高いこと、また、覆土の浅深で排土の作業量に差が生じ、調査期間や調査費に波及することを説明したものである。埋蔵文化財包蔵地は、開発を予定する事業者に対して、調査対象範囲を絞っていく方策の基礎となる資料である。縮尺2万5千分の1で表示する遺跡を図示しているが、この意味を事業者に説明しても理解はなかなか得られなかったのが現実であった。

現状では、デジタル化が進み、ホームページ上でも遺跡を検索することができるようになった<sup>(23)</sup>。行政上の責務としては、常に遺跡所在情報は更新して公開することは必要である。

## 5 昭和45年（1970）から平成13年（2001）までの発掘届件数推移

遺跡調査の実態をみる一方法として、年間の発掘届件数を第2表で示した<sup>(24)</sup>。項目としては、調査原因に基づき、学術調査、宅地造成、学校建設、道路建設、鉄道建設、空港建設、区画整理、圃場整備、土砂採取、ゴルフ場造成、その他である。全体的には45年度は43件の届から、3年後の48年度はほぼ倍増の91件、7年後の52年は3倍の120件に達している。昭和50年代（1975）に至り開発が増え、昭和54年（1979）は、219件、昭和55年度（1980）には303件、昭和56年度（1981）は412件にも急増する。これ以降は年間、400件から500件を越え、平成9年度には700件近く発掘が実施された。開発事業は、宅地造成が昭和48年度から52年度までは年間20件から25件であった。昭和53年度からは40件に増え、55年度は71件、57年度は125件もの届が出されている。平成7年度に至り200件を越え、9年度に226件に達した。

その他、学校建設では、昭和52年度（1977）の14件、平成5年度は16件、道路建設では、53年度の26件、県内の道路建設は増え、56年度は64件、平成9年度は106件と継続的に事業は進んでいた。鉄道建設

第2表 昭和45年（1970）から平成13年（2001）までの千葉県発掘届数

項目	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
学術調査	9	22	14	17	14	10	10	15	9	10	16	10	9	12	11	13	17	11	14	18	15	22	15	7	15	10	9	9	10	6	20	18
宅地造成	16	13	19	27	21	24	24	25	40	41	71	98	125	104	86	117	110	97	113	92	126	133	137	139	174	206	176	226	164	162	151	174
学校建設	2	2	6	3	2	6	5	14	13	8	16	14	14	8	12	15	11	10	9	6	12	2	11	16	5	12	7	11	3	3	1	6
道路建設	0	4	1	4	4	8	10	13	26	22	35	64	58	42	64	58	58	60	50	52	58	62	60	76	81	63	92	106	75	80	95	72
鉄道建設	1	0	9	2	0	0	1	0	6	3	1	4	1	1	7	6	9	6	3	5	7	3	1	1	1	2	2	0	0	0	0	5
空港建設	2	0	0	0	0	0	1	1	4	11	4	5	6	3	2	5	5	2	6	3	0	2	1	2	3	0	0	0	0	0	5	1
区画整理	4	2	10	24	13	18	14	16	22	26	49	41	45	68	80	78	62	81	73	65	95	55	66	64	82	88	103	114	112	90	105	126
圃場整備(等)	2	1	0	0	3	0	3	17	8	6	15	15	23	21	16	6	26	25	22	8	22	24	16	14	5	22	31	42	28	22	40	30
土砂採取	6	3	2	11	8	10	10	9	15	11	21	18	16	20	30	9	7	28	19	18	37	36	22	9	19	14	13	23	17	15	11	5
ゴルフ場造成	0	0	1	2	4	1	4	1	2	11	0	3	1	7	18	23	57	82	68	75	76	63	31	38	21	12	34	24	6	12	13	7
その他	1	0	7	1	4	10	13	9	37	70	75	140	107	99	117	123	96	118	121	121	116	113	107	97	100	138	184	141	143	120	88	69
計	43	47	69	91	73	87	95	120	173	219	303	412	405	385	443	453	458	520	498	463	564	514	467	463	506	567	651	696	558	510	529	513

千葉県の遺跡発掘飽和期

では、47年度の9件は現在の武蔵野線、当時、小金線と呼ばれた事業であった<sup>(25)</sup>。空港建設（成田空港）では、53年度（1978）の4件、54年度11件、区画整理では、48年度（1973）の24件、55年度49件、その後激増して、59年度には80件にも及んでいる。その後、区画整理事業は、各地で実施され県内の主要な調査事業となっていく。平成にかけて年々事業として増加していく傾向が伺え、平成13年度には、126件に増える。圃場整備では、52年度は17件、その後10件から26件で継続し、平成9年度には42件と増加する。土砂採取は、小規模な調査が多い。ゴルフ場造成では、54年度は11件、59年度は18件で、その後、平成期にかけて増大する。ゴルフ場は広域で、造成地内の切土、盛土による、埋蔵文化財の取扱いの調整で、個々に保存協定等締結し、地下遺構の保存に対応した。平成初期のゴルフ場造成に伴う遺跡調査が県内地区文化財センター設立の要因のひとつになった。

開発計画が予定された場合、公共、民間企業に係わりなく「埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて」を事業者に求めて、開発の計画段階で遺跡の取扱いの調整を図ることが行われていた。事業種別での遺跡の所在照会件数をみると、54年度は照会件数497件のうち、188件が遺跡あり回答、56年度は、54年度に比べ3倍の照会件数1,509件のうち368件が遺跡あり回答、以降57年度は1,514件の照会に対し283件が遺跡あり回答、58年度は1,377件の照会に対し255件が遺跡あり回答、59年度は1,554件の照会に対し286件が遺跡あり回答であった。平成13年度に至ると、全種別、市町村も含め4,758件の照会に対して、1,178件の遺跡あり回答であった<sup>(26)</sup>。平成6年度から平成13年度までの遺跡所在の有無の照会件数に対して、遺跡ありの回答は、平均27.25%で遺跡の確認があったことは、房総半島における遺跡・遺構の所在は、開発事業では、平均27.25%の確率で所在する可能性が高いと判断されるのである。

## 6 広域文化財センターの設立

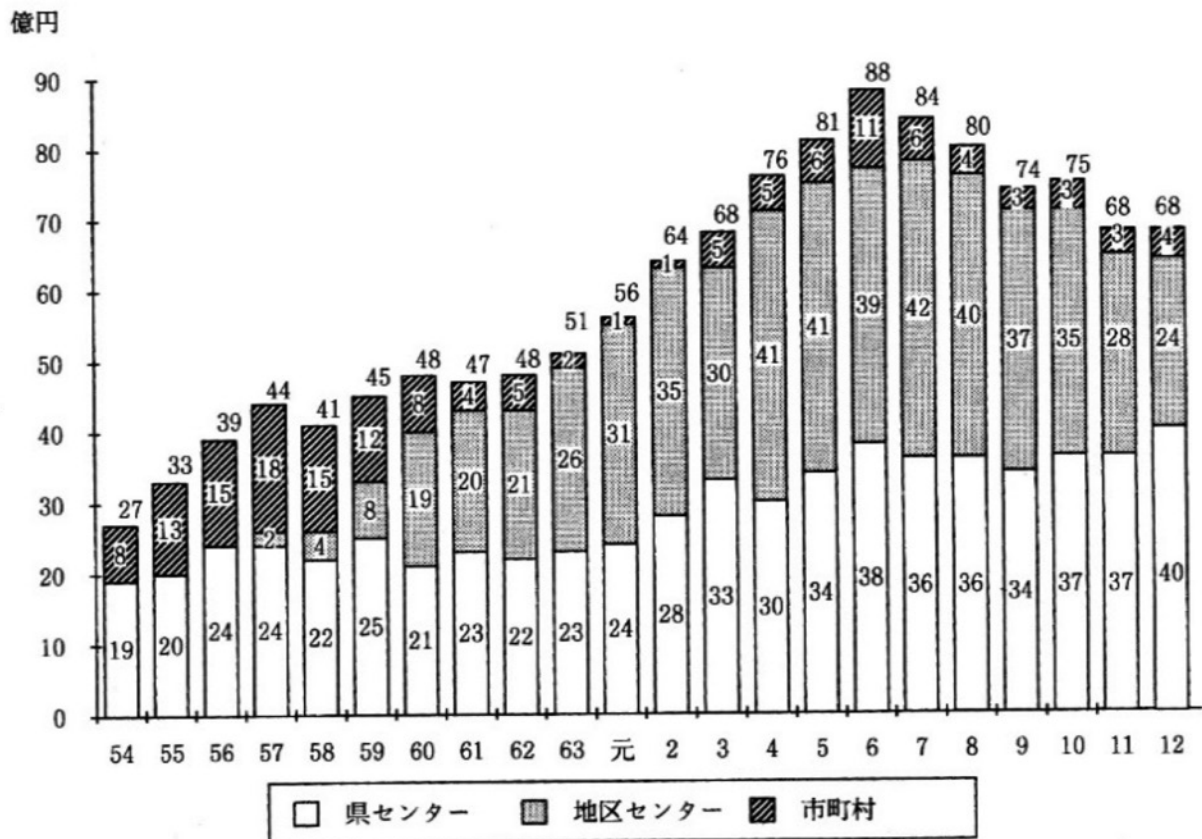
千葉県内の開発に伴う発掘調査の実施組織別をみると第9図のとおりである。この図から地区文化財センターを組織して対応せざるを得なかったことは、昭和50年度後半期から昭和60年の公共事業および民間事業に係る発掘調査の要請が急増したことによる。国・県に係る事業の発掘調査は、20億円から24億円まで昭和最終期は推移し、平成期に入ってから25億円を越えて、3年度には33億円に達する。一方、市町村教育委員会は、公共事業と民間事業に係る発掘調査を実施していたので昭和60年度には19億円に達した。その後、平成期には、県文化財センター事業費を越えて、26億円から31億円（元年度）、41億円（4年度）と事業量が増えることになったのである<sup>(27)</sup>。

第10図に示すのは、地区文化財センターの設立の趣旨を認めたもので、表題は「地方公共団体出資による（広域）埋蔵文化財調査センターの設立について」で、発行年の記載はない<sup>(28)</sup>。設立は、地方公共団体における発掘調査の体制を整えるとともに文化財保護思想の涵養を目的として、地方公共団体の出資による調査法人の設置が必要とした。効果として発掘調査能力の強化、調査組織の整備、構成市町村の負担の軽減としており、具体的には、発掘調査事業量の変動にも対応でき、調査事務の効率化が可能とする。さらに組織として調査員の年間事業量について予測している。

地区文化財センター発足に伴い、県職員が調査事業の調整役として着任した。開発事業を予定している事業者との協議では、「発掘して何の意味があるのか」、「調査で出土するものは、同じようなものではないか」、「なぜ埋蔵文化財を守らなければならないのか」と問われるのである。これは、明確に法制的な措置として整備されるべきと思ったものである。

平成22年（2010）に「千葉県の市町村における様々な調査体制」の報告では、「地区文化財センターの経過と課題」が掲げられた<sup>(29)</sup>。地区センターの運営・維持には、1億円から1億5千万円の事業費の確保を示している。また、当時の印旛郡市文化財センターでは、年間事業費3億円を下まわると、事業維持が厳しいという報告を得ている。

一方で、この広域的な発掘調査機関の設立は、開発事業に伴う対象遺跡の記録保存の円滑な実施が、埋蔵文化財行政全体の目的であると言う認識が一般化したきらいはぬぐえないことは指摘したい。



第9図 法人による発掘調査の推移  
 (千葉県教育庁生涯学習部文化財課『平成14年度千葉県の博物館・文化財行政』2002より)

## 7 終わりに

本稿では、千葉県の埋蔵文化財行政を辿ることになった。現状の法制度では、埋蔵文化財への対応が十分と言えない状況を補うために、地方公共団体の方針によって、行政措置を講じてきたのである<sup>(30)</sup>。

創立50周年を迎えた千葉県文化財センターは、県の行政システムに基づいて事業展開をしてきた。筆者は文化財センター在籍時によく役員と話し、発掘現場を案内した。管理部門に調査に対する考えや意向を説明し、理解を得ることが発掘現場を安全に適正に運営する上で大変重要であると思ったからである。

当時、発掘調査を担当し、遺物整理をする多くの同僚がいた。それぞれに、旧石器時代から縄文、弥生、古墳とまた、奈良・平安時代を整理対象としていた。遺物も土器や石器、金属製品などの分野に関心を持

地方公共団体出資による（広域）埋蔵文化財調査法人の設立について

千葉県教育庁文化課

1、設立の趣旨

開発事業の増加に伴い、埋蔵文化財の調査件数は激増し、発掘調査体制の強化が各方面から望まれている。よって、地方公共団体における発掘調査の進捗を図ると共に、文化財保護思想の涵養を目的として、地方公共団体の出資による埋蔵文化財調査法人の早期設立が必要である。

2、法人設立における効果と問題点

(1) 効果

ア、調査能力の強化

現在、発掘調査主体の区分は、原則として国・県の事業に係わるものについては（財）千葉県文化財センター、市町村の事業については当該市町村教育委員会、民間事業については調査会となっている。

このうち、市町村及び民間の事業に係わる発掘調査、ことに民間事業については、民間の学識経験者を調査員として依存する割合が高い。

しかし、民間の研究者は通常本職を有しており、発掘調査に従事出来る期間はおのずと限界がある。また、人数的にも限界があるので、大規模な発掘調査を処理することは不可能な状況になってきている。

埋蔵文化財調査法人の専門職員による発掘調査能力は、不安定な稼働状況である民間の研究者に比べ著しく大きく、事業者の要請に対して、より迅速な対応が可能である。

イ、調査組織の整備

民間の事業に係わる発掘調査は、市町村教育委員会を中核とする調査会が実施しているが、任意団体である調査会に教育委員会職員が加わる事には問題がある。かといって、民間のみの調査組織では、多額の調査費に対し委託者の信頼を得ることが難しく、会計上のトラブルを生じる可能性もある。また、教育委員会の直接調査は、歳入等に関して、条例の制定等議会の議決を得なければ、

第10図 千葉県教育庁文化課 『地方公共団体出資による（広域）埋蔵文化財調査法人の設立について』刊行日不明

ち、出土遺物と対峙する調査員と議論することができた。多様な意見をもつ人々が組織を構成し、調査に対する議論を加えながら、自分の考えを明確にする基盤になったのではないか。多量の考古資料に基づいた文化像の構築と、それに基づく社会文化の解明を試みたものである。

出土資料や発掘の成果、情報は、そのすべてが公共財とすることができる。地域がどのような変遷してきたか、考古資料は人々の営為を留める資料であるとの理解がされていないように思える。「どこに」「どの遺跡のどのような遺物」が「どの位」あるのかのデータ把握は当然必要となろう。その他にも調査で作成した図面類、記録した写真データを検索して利用出来るようにすることは、確認、検討、利用する動勢にも対応することは必要となろう。

千葉県文化財センターは、発掘調査によって得た資料を広く公開し、活用しているか、ますますその要請は大きくなるであろう。そこで埋蔵文化財担当者の『千葉県の歴史』考古資料編<sup>(31)</sup>の執筆は、その一

つの役割を示したものと言える。内容的に高い評価を得られている<sup>(32)</sup>一方で、膨大な遺跡調査の成果が十分県民に還元されていないと思う。房総半島の全史的な成果や情報の還元にはまだまだ至っていないことは感じるのである<sup>(33)</sup>。

例え近世史研究者からの、千葉県の「文化財行政の貧困さ」、「文化行政は全体的に見てもきちんとした戦略がない」<sup>(34)</sup>との指摘に対して、それに対応しようとする意識を持っているのであろうか。埋蔵文化財を守り、可能な限り資料を活用する状況に導くことが必要と思う。文化財行政は、埋蔵文化財も含めて急速に価値観が多様化していると感じる。次世代へ今までの蓄積された調査技術や地域の文化財に関する情報を提供していくことが肝要なことである。

最後に、小論執筆に当たり、資料の一部について佐久間豊氏のご提供を得ました。また、栗本佳弘氏には、草稿の一読をお願いし、昭和40年代（1965）の埋蔵文化財に係る行政的な経過や開発事業関係について有益なご助言を賜りました。ここに栗本・佐久間両氏の学恩を深く感謝申し上げる次第です。

#### 註

1. 文化財保護法第99条2項
2. 文化財保護法第93条2項
3. - 1) 椎名慎太郎 1982「埋蔵文化財保護法制の構造と問題点」日本土地法学会『環境アセスメント・埋蔵文化財と法』土地問題双書16 有斐閣 104・105頁  
2) 若槻勝則 2003「埋蔵文化財の保護と発掘調査費用原因者負担主義」『現代社会文化研究』No26 20頁  
3) 久末弥生 2017『考古学のための法律』日本評論社 10頁
4. 昭和43年12月18日付 議長 藤野天光 千葉県文化行政連絡会 2019『千葉県の博物館・文化財行政50年史～千葉県教育庁文化課発足50周年記念誌～』 53頁
5. 昭和34年1月17日付文委庶第2号、文化財保護委員会事務局長から都道府県教委教育長宛て通知「文化財保護行政事務組織の充実強化について」
6. 昭和37年9月14日付文委庶第38号、文化財保護委員会事務局長から都道府県教委教育長宛て通知「文化財保護主事等の設置について」、しかし「文化財保護主事」の法制化はできなかった。
7. 千葉県教育庁社会教育課 1968『千葉県における埋蔵文化財保護の現状』（第2図）
8. 森田秀策、吉川國男、高橋一夫、西野元 2017「関東地方の埋蔵文化財保護50年の歴史」『遺跡学研究』第14号 179頁・西野元「なかったというよりも、あの当時（昭和40年代）、幾らでやります（調査費）って、売りに行っていた人はいっぱいいたみたい。そういう人たちはずいぶん来ますよ。…随分ひどい話を聞きましたよ…。」
9. 鈴木武次 2006『苦闘の日々 文化財の調査と保護と－日記抄－』
10. (財)千葉県文化財センター編 1985『十年の歩み－創立十周年記念誌－』
11. 土地開発を行う千葉県都市公社が、開発に伴う埋蔵文化財調査を行うという矛盾があった。  
千葉県文化財センター 1985「座談会 文化財センター十年の歩みと将来の展望」『十年の歩み－創立十周年記念誌－』
12. 田村晃一 2010『坪井さんとの日々』『坪井清足先生卒寿記念論集』
13. 千葉県教育委員会 1970『教育広報』No184号
14. 千葉県教育委員会 1971『教育広報』No191号
15. 奈良文化財研究所 1995「座談会－埋文センターの20年－」『ふりかえれば20年 埋蔵文化財センター20年史』  
・埋蔵文化財対策調査会（埋蔵文化財保護の充実強化に資するための方策について調査審議）埋蔵文化財対策調査会  
構成メンバー（座長）八幡一郎、（委員）杉原莊介、滝口宏、（専門委員）大塚初重
16. 日本考古学協会埋蔵文化財保護対策特別委員会 1970『埋蔵文化財破壊の現状』
17. 朝日新聞 昭和45年（1970）1月7日付記事（第5図）
18. 千葉県教育委員会 1971『文化財保護と地域開発との調整強化』

19. 文化財保護法第95条（埋蔵文化財包蔵地の周知）
20. 平成10年9月29日付庁保記第75号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」
21. <https://www.bunka.go.jp> 令和3年度（2021）周知の埋蔵文化財包蔵地数 千葉県 遺跡総数：27,562 現存：23,913 消滅：3,649（令和4年3月現在）※13.2%消滅している現状
22. 和田勝彦「遺跡保護制度の沿革と将来展望」『遺跡学研究』No.17 2020 68頁
23. <https://map.pref.chiba.lg.jp> ちば情報マップ「ふさの国文化財ナビゲーション」「埋蔵文化財包蔵地」
24. 千葉県教育庁文化課『昭和60年度千葉県の文化行政』1985
25. 大沼忠春、宮入和博、齋木 勝『小金線-小金線建設工事に伴う埋蔵文化財調査報告』千葉県都市公社 1973
26. 千葉県教育庁生涯学習部文化財課『平成14年度千葉県の博物館文化財・文化財行政』2002
27. 註26に同じ
28. 千葉県教育庁文化課『地方公共団体出資による（広域）埋蔵文化財調査法人の設立について』刊行日不明
29. 大村浩司・吉田敬「市町村埋蔵文化財行政巡検会」埼玉・ちばランドに参加して『考古学研究』第57巻3号 通巻227号 2010
30. 椎名慎太郎「文化財保護法の問題点と改正の方向性」『ジュリスト』No.710 1980
31. 千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史』資料編考古1 旧石器・縄文時代 県史シリーズ9 2000  
 同 『千葉県の歴史』資料編考古2 弥生・古墳時代 県史シリーズ10 2003  
 同 『千葉県の歴史』資料編考古3 奈良・平安時代 県史シリーズ11 1993  
 同 『千葉県の歴史』資料編考古4 遺跡・遺構・遺物 県史シリーズ12 2004  
 同 『千葉県の歴史』資料編中世1 考古資料 県史シリーズ14 1998
32. 坂詰秀一「考古学から千葉の古代を解明」『考古学ジャーナル』No.442 ニューサイエンス社 1999 同『考古耽読抄-私の考古遍歴4-』甞全舎 2017に再録
33. 文化財保護行政について、一般市民へ公開する場として、奈良県天理市郊外、山辺の道付近に2022年に開村した「なら歴史芸術文化村」がある。天理市教育委員会の「考古遺物修復工房」は、遺物整理室を公開して、出土遺物はどのように整理するか、遺跡調査に関心をもてる場となっている。希望すれば直接出土遺物を手にすることもでき、埋蔵文化財を積極的に発信する施設である。このように一般市民に出土遺物や社寺の建造物や寺院に伝世する仏像など有形文化財の修復作業を、身近に公開することで関心を持ってもらうことを目的としている。



2023年2月25日撮影

第11図 天理市教育委員会「考古遺物修復工房」（なら歴史芸術文化村）

34. 吉田伸之『地域史の方法と実践』校倉書房 2015 140頁

